

・ 令和7年度「日本型教育の海外展開（EDU-Port ニッポン）応援プロジェクト」及び
「アフリカにおける水平的な日本型教育の海外展開に関する調査研究」公募説明会におけるご質問と回答について

日頃より、日本型教育の海外展開（EDU-Port ニッポン）の活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和7年5月9日に開催した公募説明会までにお寄せいただきましたご質問について、回答を整理し、一覧にまとめました。ご参照いただけますと幸いです。

1. 「日本型教育の海外展開（EDU-Port ニッポン）応援プロジェクト」「アフリカにおける水平的な日本型教育の海外展開に関する調査研究」両事業に関するご質問

	ご質問	回答
1	申請内容 概要について教えてほしい。	EDU-Port 事業全体の概要は、ウェブサイトをご参照ください。 https://www.eduport.mext.go.jp/ 公募の概要は、下記リンクをご参照ください。 調査研究： https://www.eduport.mext.go.jp/case/research/offering/ 応援プロジェクト： https://www.eduport.mext.go.jp/case/support-project/offering/
2	支援対象機関 調査研究と応援プロジェクト共に対象機関は教育機関のように見受けられたが、企業単体での申請は可能か。	公募要領に記載の通り、調査研究の対象機関には日本の法人格を有する教育事業を行う機関（予備校、塾、学習支援業、NPO、企業など）が含まれます。応援プロジェクトの対象機関についても、教育事業を行う機関（予備校、塾、学習支援業、NPO、企業など）が含まれます。対象機関の要件を満たしていれば、企業単体での申請は可能です。
3	支援対象機関 I would like to be part of this initiative. What	Please refer to the organizations eligible for support in the application guidelines.

	are the open opportunities?	
4	経費 調査研究の経費 800 万は人件費ということか。また応援プロジェクトは経費の記載がなかったが、どの程度の経費支援があるのか。	調査研究の公募要領 5. ①「調査研究に関わる経費の一部支援」に記載の通り、800 万円は本調査研究の実施に直接必要とされる経費のみを対象とした支援の上限額です。また、人件費及び設備備品費は支援の対象外です。また、応援プロジェクトは、経費支援はございません。
5	審査 審査基準・選定観点・過去採択率について教えてほしい。	審査基準・選定観点については、各公募要領の「選定方法及び結果（採択・不採択）の通知」に記載の通りです。過去採択率については、各回の選定結果発表に、申請数と採択数を記載しておりますのでご確認ください。

2. 「日本型教育の海外展開（EDU-Port ニッポン）応援プロジェクト」に関するご質問

	ご質問	回答
1	申請内容 下記のような内容でも応募可能か。 特に、①②の内容を重視するような形でも問題ないか。 ①海外の機関に対するニーズのヒアリング ②ヒアリング結果を踏まえ、国内で展開しているコンテンツをカスタマイズ ③カスタマイズしたコンテンツを試験的に実施	応援プロジェクト公募要領「2. 支援対象事業」に記載された海外展開の取組であり、かつ同項に記載された要件を満たす内容であれば申請可能です。
2	申請内容 公募要領の「2. 支援対象事業」にある「以下の要件を必ず満たすことが求められる」について、「すべて」「現時点で」満たす必要があるか。	応援プロジェクト公募要領「2. 支援対象事業」に記載されている「以下の要件を必ず満たすことが求められる」については、「すべて」「現時点で」満たす必要がございます。

3	<p>支援対象機関</p> <p>株式会社のような民間企業が採択される事例は今までであるか。</p>	<p>応援プロジェクト公募要領「4. 支援対象機関」に記載された機関を対象としています。これまでに民間企業が採択される事例がございます。EDU-Port ウェブサイトに過去の採択一覧を掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>https://www.eduport.mext.go.jp/case/pilot-projects/project-list/</p>
4	<p>申請内容</p> <p>申請書（様式1）3「公募要領上で求められている要件への対応について」3「相手国・地域において、どのようにビジビリティを高める工夫を行いますか。」は、例えば国内の教育シンポジウムの開催で良いか、あるいは国際的なシンポジウムでないといけないか。</p>	<p>相手国・地域内における活動を記載してください。</p>
5	<p>申請内容</p> <p>上記4の「ビジビリティを高める工夫」とは、認知度向上のための取組を具体的に記載せよということか。また、この取組は計画ベースの記載で良いか。</p>	<p>相手国・地域において、どのようにビジビリティを高めるか具体的な工夫を記載ください。</p>
6	<p>申請内容</p> <p>申請書（様式1）3「公募要領上で求められている要件への対応について」5「相手国・地域において、教育関係当局・機関からの協力が得られている、または得ようとしていますか。」について、これから協力を依頼する予定だが、申請時にはどの程度の手ごたえが必要か。</p>	<p>採択後活動開始までに、協力を得られる、或いは協働する話がついている状態であることが申請時点で見込まれれば、教育関係当局・機関として申請いただけます。</p> <p>なお、教育関係当局・機関は必ずしも政府機関だけを想定したものではなく、現地で一緒に活動する機関も含まれます。申請書の「相手国・地域の教育関係当局・機関」欄にて説明ください。</p>
7	<p>支援内容</p> <p>相手国・地域での協力機関は紹介してもらえるのか。</p>	<p>公平性の観点から、公募開始から申請締切までの期間には、今回の申請に係る協業先のご紹介やマッチング支援は控えさせていただきます。採択後</p>

		は、応援プロジェクト公募要領3「支援内容・支援期間」に記載のとおり、EDU-Port ニッポンプラットフォームを通じて仲介を支援することは可能です。
8	申請内容 申請書（様式1）4「事業内容・スケジュール」に記載する活動内容は、採択後の支援を利用するものではなく、支援なしで実現出来るものを記載するのか。	ご認識のとおりです。
9	支援内容 採択後、EDU-Port ニッポンの支援により、活動内容を追加することはあるか。	ご認識のとおりです。追加したいもしくは追加した活動がある場合は、採択後に提出いただく業務計画書や進捗報告書、成果報告書等でご報告ください。
10	支援内容 公募要領の別紙「本公募の採択機関が得られる支援例・メリット」に記載された「相談対応」は、どの程度の頻度で利用可能か。	採択後のご相談には随時対応しています。相談回数の制限や基準はありません。進捗報告面談や成果報告面談の際も相談可能です。
11	申請内容 2カ国での取組を計画しているが、申請はそのうちの1カ国に絞るべきか。	1つのプロジェクトの枠組みにおいて、複数の国・地域を対象とする場合、1案件としてご申請ください。他方、国や地域毎に、それぞれ異なるプロジェクトを実施される場合は、それぞれご申請ください。
12	公募の回数 過去には、応援プロジェクトを年2回公募する時もあったが、今年度も2回公募する場合、2回目の採択事業期間は令和8年3月に終了するのか。	令和7年度はEDU-Port ニッポン2.0の最終年度になるため、公募は今回のみであり、2回目の公募は予定しておりません。
13	EDU-Port ニッポンの今後の展開 EDU-Port ニッポン2.0終了後、同事業はどうなるのか。	令和8年度以降については現在検討中です。

3. 「アフリカにおける水平的な日本型教育の海外展開に関する調査研究」に関するご質問

	ご質問	回答
1	<p>申請内容</p> <p>期待される具体的な活動の想定例を教えてください。</p> <p>「アフリカの国における教育的ニーズを特定する調査を行い、そのニーズを満たすための学習・指導方法を策定すること。及び今後の日本企業の参入方法に関する提言」という理解でよいのか。</p>	<p>調査研究事業公募要領「4. 調査研究の内容」に記載された内容であれば申請可能です。望ましい活動例等は想定していません。</p>
2	<p>申請内容</p> <p>アフリカの教育課題（注）の解決につき、今回重点化されている領域があれば教えてください。（注：「生徒の勉強学習上の課題」「教師の指導上の課題」「生徒の勉強に限らない幅広い人材育成に関する課題」など）</p>	<p>調査研究事業公募要領「4. 調査研究の内容」に記載された内容であれば申請可能です。重点化している領域等は想定していません。</p>
3	<p>申請内容</p> <p>実証活動の実施も望まれているか。</p>	<p>調査研究事業公募要領「4. 調査研究の内容」に記載された内容であれば申請可能です。</p>
4	<p>申請内容</p> <p>JICA 課題別研修と関連づけた調査研究は認められるか。</p>	<p>可能です。ただし、事業実施に際しては、JICA課題別研修との業務範囲・経費支援の対象となる業務を明確に分けていただく必要がありますので、その区分が分かるように申請書類に記載してください。</p>
5	<p>対象地域</p> <p>調査対象国は複数でも可能か、そのほうが望ましいか。</p>	<p>審査の観点には公募要領「6. 選定方法及び結果（採択・不採択）の通知」に記載の通りです。対象国数に制限はありません。</p>